

電気の供給を受ける契約に関する検討内容等について（案）

1. 検討の目的

電気の供給を受ける契約については、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）の状況を定めた裾切り方式¹を基本的事項として、現行の基本方針に位置づけているところである。

具体的な裾切り方式の運用に当たっては、電気事業者の前年度における「二酸化炭素排出係数」「未利用エネルギーの活用状況」及び「新エネルギーの導入状況」の各要素を点数化²により評価し、次の 及び に掲げた条件を、ともに満たす事業者に入札参加資格を与えることとしてきたところである。

RPS 法第 8 条第 1 項³の勧告を受けていない事業者

一定の点数（例えば 70 点）を上回る事業者

このような中、平成 23 年 8 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、本年 7 月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）が開始され、また RPS 法については廃止（附則第 11 条）することが定められた。

このため、平成 25 年度以降の電気の供給を受ける契約における裾切り方式の契約内容に係る具体的な対応（RPS 法に基づく勧告、裾切り方式に採用している電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組の見直し等）について、見直しに係る検討を実施する必要がある。

2. 検討の内容及び考え方

本年度の裾切り方式の内容の見直しに当たっては、RPS 法の履行義務の達成状況の取扱いとともに、環境配慮契約法附則第 4 項に定められた温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）及び環境への負荷の低減に関する取組の状況

¹ 環境配慮契約法附則第 4 項

² 二酸化炭素排出係数 70 点程度、未利用エネルギー 15 点程度、新エネルギーの導入状況 15 点程度。オプションとしてグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量による加点措置

³ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）

第 8 条第 1 項 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第 5 条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

を評価する裾切り方式の要素、ポイント制の配点等について検討する必要がある。具体的な検討内容等については、以下のとおりである。

(1) RPS 法の履行義務

現行の裾切り方式において入札参加資格を付与する条件としている前年度「RPS 法第 8 条第 1 項の勧告を受けていない事業者」については、RPS 法が廃止されること、及びこれまでの RPS 法に基づく新エネルギー等電気の利用量の義務履行状況をみると義務対象者である全電気事業者が義務を履行している状況⁴にあり、事実上、入札参加資格を付与する条件として機能していない。したがって、現在の条件から削除することについて検討を行うことが必要と考えられる。

ただし、電気事業者に対し、引き続き再生可能エネルギー電源の調達の促進を図る観点から、再生可能エネルギー（又は新エネルギー）の導入状況を裾切り方式の評価要素とすることが望ましいと考えられる。

(2) 二酸化炭素排出係数

現行の裾切りの設定においては、最も重要な要素の一つとして、二酸化炭素排出係数を位置づけている。東日本大震災の発生以降二酸化炭素排出係数が悪化しているという現状はあるが、現段階において、温室効果ガス排出削減の観点から、その位置づけを大きく変更する必要性まではないものと考えられる。

なお、二酸化炭素排出係数の配点については、裾切りに採用する各評価要素間のバランスを検討の上、ウエイトづけを行うことが適当と考えられる。

(3) 環境への負荷の低減に関する取組

電気事業者の環境への負荷の低減の取組の状況を評価する要素として、未利用エネルギーの活用状況及び新エネルギーの導入状況を採用していたところである。

未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの活用状況については、その有効利用の観点から、引き続き裾切り方式の評価要素として設定することが適当と考えられる。なお、評価を行う区分（基準）・配点については、現行の評価方法を踏襲することを基本とするが、他に設定される評価要素を踏まえ、検討を行うことが必要と考えられる。

新エネルギーの導入状況

現行の裾切り設定における新エネルギーの導入状況については、各電気事業者の

⁴ 例えば平成 18 年度以降の 6 年間について RPS 法に基づく義務履行状況をみると、平成 18 年度から 21 年度までは義務対象者である全電気事業者が義務を履行している。また、平成 22 年度においては義務対象者 53 社中 52 社が履行し、残る 1 社は電気事業を廃止。さらに、平成 23 年度においては義務対象者 60 社中 58 社が履行し、残る 2 社は電気事業を廃止しており、実質上、全電気事業者が義務を履行している状況にある。

RPS 法に定める新エネルギー基準利用量の達成割合を評価していることから、固定価格買取制度の実施に伴いその評価方法等の検討が必要と考えられる。

上記(1)の「RPS 法履行義務」に示したとおり、電気事業者が再生可能エネルギー電源の調達を推進するためのインセンティブとして、重要と考えられることから、再生可能エネルギー(又は新エネルギー)の導入状況を裾切り方式の評価要素として設定することが適当であると考えられる。また、評価の対象となる再生可能エネルギーについては固定価格買取制度の対象となる電源と整合を図ることが必要と考えられる。なお、再生可能エネルギーの導入状況の評価を行う区分(基準)については、各電気事業者の実態を踏まえ、検討を行うことが必要と考えられる。

その他の評価要素

環境配慮契約を実施している地方公共団体が電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組の状況の評価する独自の要素の例としては、環境マネジメントシステムの導入、CSR(環境)報告書の作成・公表、需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組等があり、これらの取組についても評価要素として設定する可能性についても検討する必要があると考えられる。

(3) グリーン電力証書の取扱い

裾切りに設定された要素による評価の結果、入札参加資格を得ることができない事業者に対し、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を評価して、加点することを可能としているところである。グリーン電力証書の譲渡予定量を評価し、加点項目とすることについては、入札参加の間口を広げる観点からも、引き続き裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当と考えられる。

なお、グリーン電力証書からグリーンエネルギー証書への対象拡大に関して、必要に応じ検討するものとする。

(4) 検討に当たっての留意事項等

裾切り方式の内容の見直しに当たっては、以下の事項について留意するものとする。

エネルギー基本計画

現在、新たな「エネルギー基本計画」策定に向けた検討が行なわれているところである。環境配慮契約法第13条第2項の規定により、「エネルギー基本計画に基づく施策との調和を確保することとされており、計画の策定状況及びその内容について留意する必要がある。

放射性物質による環境汚染の防止

これまで放射性物質による環境汚染の防止のための措置については、環境法体系

においては適用除外とされていたが、今般、環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置が行えることを明確に位置づけるため、環境基本法等における適用除外規定を削除する改正が盛り込まれた原子力規制委員会設置法（平成24年法律47号）⁵が第180回国会において成立した。これに伴い、今後、環境基本法の法体系下にある大気汚染防止法や水質汚濁防止法、土壌汚染対策法などの個別法においても、放射性物質による環境汚染の防止のための措置について議論が行われることが想定されることから、他の個別法における検討状況を踏まえ、必要に応じて環境配慮契約法における放射性物質による環境汚染等の考慮のあり方について、検討を行う必要があるものと考えられる。

電力システムの改革の基本方針

本年7月に総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において「電力システム改革の基本方針」がとりまとめられたところである。同方針においては、小売全面自由化等の需要サイドの改革、発電全面自由化等の供給サイドの改革、発送電部門の広域性・中立性の確保等発送電部門の改革に向けて、年内を目途に課題に関する検討を進めることとなっている。このため、今後、電力システム改革専門委員会における電力システムの制度改革に係る議論について十分留意する必要がある。

3. 法の施行状況等に関する課題・提案について

環境配慮契約法に係る課題の抽出や検討の参考とするため、受注側である民間事業者等を対象とした調査を提案募集（6月5日から7月4日）に併せて実施したところ、電気の供給を受ける契約に関する課題について3件の提案があった（提案内容の詳細については[参考2](#)参照）。

提案者に対するヒアリング等を踏まえ、当該課題に関する考え方を以下のとおり整理した。

（1）裾切り方式の変更について

電気の供給を受ける契約において、現行の裾切り方式を変更する場合は、特定規模電気事業者（以下「新電力」という。）が利用できない電源（原子力、大型水力等）が、公正な競争を阻害しない制度設計とすべき

本課題については、裾切り方式から総合評価落札方式へ変更する場合を想定した提案であるが、環境配慮契約法附則第3項に示されたとおり、総合評価落札方式の導入

⁵ 同法第51条において、環境基本法の一部改正がなされており、環境基本法第13条の「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」という規定が削除された。

は、温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加えることとされている。また、上記2(4)

のとおり、本年7月に電力システム改革の基本方針が示され、今後、詳細な制度設計に向けた議論が行なわれるところである。このため、現段階において、総合評価落札方式に係る検討を行うことは、時期尚早と判断される。

(2) 固定価格買取制度に伴う二酸化炭素排出係数について

RPS 電源を含む既存電源が対象となる固定価格買取制度により、新電力が二酸化炭素排出係数を低減するための手段が限定的になり、原子力発電や大型水力発電を有する一般電気事業者との競争格差が拡大することが懸念される。これまで再生可能エネルギーを積極的に導入し、二酸化炭素排出係数の低減に努めてきた新電力が競争において相対的に不利になる可能性がある。

固定価格買取制度に伴う電気事業者の二酸化炭素排出係数については、環境配慮契約法独自の算定方法を検討するのではなく、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく電気事業者別排出係数の算定方法により定められるものである。このため二酸化炭素排出係数を基にどのような評価を行うかを検討しており、裾切り方式に使用する二酸化炭素排出係数の算定方法について環境配慮契約法の枠内で議論するものではないと判断される。

なお、裾切り方式に採用する評価要素や配点等の具体的な内容については、本専門委員会において検討を行うものである。

(3) 二酸化炭素排出係数の改善方策について

新電力が二酸化炭素排出係数の改善のために調達可能な電気的环境は改善されていない。引き続き電気事業者の二酸化炭素排出係数が裾切り方式の評価要素として採用される場合は、競争の公平性の観点から、新電力が排出係数を改善するための手法・手段の拡大が必要である。
新電力が調達し得る電源として地方公共団体の所有するごみ発電や水力発電（以下「公営電力」という。）がある。しかし、公営電力は一般競争入札に付することが原則となっているにもかかわらず、一部しか入札に付されておらず、新電力にとって調達が困難である。

本年4月3日に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされている旨4月25日付で総務省より地方公共団体（一部事務組合を含む。）に対し、周知されたところである。また、同方針に基づき、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行うこととされている等本課題については、一定の対応がとられているところである。